

- 簀子小学校跡地の活用については、跡地全体約8,500㎡を民間に貸付け、民間施設の中で計画書の趣旨を踏まえた地域行事等の場となる広場や体育館などを必須機能として確保した上で、立地特性等を踏まえ地域や福岡市にとって魅力ある跡地活用となるよう取り組むこととしています。
- 平成31年3月から事業者を選定する公募を行い、令和元年9月に優先交渉権者を決定しましたので、お知らせします。

優先交渉権者

(代表企業) 株式会社桜十字
(構成企業) 九州旅客鉄道株式会社 J R九州シニアライフサポート株式会社
医療法人福岡桜十字 医療法人愛光会
株式会社山下設計 株式会社N A K建築事務所 株式会社俊設計

優先交渉権者の主な提案内容 (R1.9)

[事業期間] 70年間 (定期借地) ※提案時の主な提案内容であり、今後の協議等により変更になることがあります
[開業予定] 令和6年1月

1・2階：テナント
(ドラッグストア等)



那の津通り側外観イメージ

自立型有料老人ホーム
(13階建て)

病院+介護型有料老人ホーム
(11階建て)



全体鳥瞰イメージ

2階：体育館
(スポーツ空間約410㎡、
冷暖房、屋内備品倉庫等)

1階：トイレ、
屋外備品倉庫、
時間貸し駐車場等

1階：すのこハウス
(多目的室約140㎡、
地域行事等で利用可能)



すのこハウスイメージ

すのこ芝生広場
(約3,000㎡、天然芝、防球ネット・照明等)

< 広場・体育館等の地域利用 >

- 広場、体育館は、現在の利用を基本に地域行事等の時間帯・時間数を確保
- 広場、体育館、すのこハウスは、地域行事等での利用は無料

他にも、花壇・植栽やベンチの設置
多彩なイベント実施、商店街との連携
など、地域の魅力向上に取り組みます！



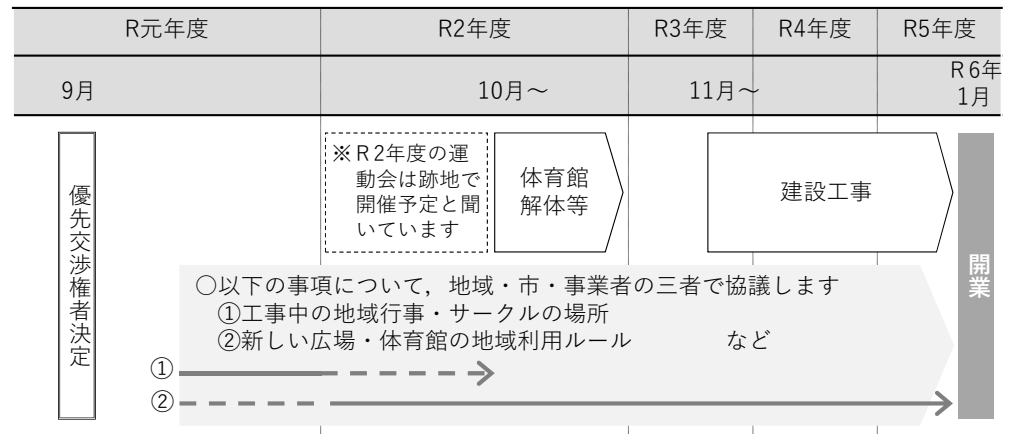
中庭での
マルシェ
イメージ

主な提案内容についてのQ & A

- 地域の方からお問い合わせいただいたことなどをQ & A方式でまとめました。
- Q 広場は芝生になっているけど、地域行事やサークル活動はできるの？
A 現在の地域行事やサークル活動ができることを条件としていますが、芝生については、地域・市・事業者の三者で協議します。
- Q 有料老人ホームはどんな施設なの？
A 自立型は、主に身の回りのことを自分でできる高齢者の方を対象とした施設です。介護型は、主に介助や介護が必要な高齢者の方を対象とした施設です。いずれも、特別養護老人ホームのように、食費・居住費の負担について所得に応じた軽減制度などはありません。
- Q 病院や有料老人ホームの駐車場はあるの？
A 市条例で用途に応じ駐車場が必要となっており、事業者が条例を遵守し整備します(条件を満たせば隔地も可能となっています)。
- Q 地域とは協議するの？
A 広場・体育館の設計や地域利用ルールについて、事業者・市・地域(簀子自治連合会役員等)で協議します。

今後のスケジュール(予定)

○ 地域・事業者・市が連携して、より良い跡地活用となるよう取り組んでいきます。



お問い合わせ

- ◎ 簀子小学校跡地活用に関する資料は、下記、福岡市ホームページに掲載しています。
福岡市ホーム>市政全般>交通・道路・都市整備>都市整備>簀子小学校跡地活用の検討について
http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/atoti_keikaku/shisei/sunoko_atochi.html
- ◎ 簀子小学校跡地活用についてのお問い合わせ
福岡市役所 住宅都市局 地域まちづくり推進部 跡地計画課 担当 上川(うえかわ), 高口(こうぐち)
電話 711-4957 FAX733-5590 E-mail keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp
- ◎ 体育館の解体や学校施設についてのお問い合わせ
福岡市役所 教育委員会 教育環境部 用地計画課 担当 福田, 田代
電話 711-4618 FAX733-5539 E-mail youchi.BES@city.fukuoka.lg.jp